

# 個人情報保護規程

(平成 27 年 12 月 8 日施行)

学校法人 河崎学園

平成 27 年 12 月 8 日  
法人規程第 1 号

(目 的)

第 1 条 この規程は、学校法人河崎学園（以下「法人」という。）が、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。），「文部科学省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」（平成 27 年文部科学省告示第 132 号）及び「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」（平成 16 年文部科学省告示第 161 号）に基づき、法人の取り扱う個人情報の適正な管理等を図ることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規程で「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

2 この規程で「個人情報データベース等」とは、特定の個人情報について、電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物のことをいう。

3 この規程で「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

4 この規程で「保有個人データ」とは、法人が、本人又はその代理人から求められる開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者（河泉会を含む。以下同じ。）への提供の停止の全てに応じることができる権限を有する個人データをいう。ただし、その存否が明らかになることで、公益その他の利益が害されるものとして次の各号に掲げるもののほか、6 ヶ月以内に消去（更新することは除く。）することとなるものは、「保有個人データ」には含めない。

(1) 本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

(2) 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

- (3) 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
  - (4) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの
- 5 この規程で「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(責務)

- 第3条 法人は、個人情報保護法および関係諸法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱うとともに、本人の権利利益を損なうことがないように十分に配慮するものとする。
- 2 教職員（過去にこれらの地位にあった者も含む。）は、業務上知り得た個人情報を、第三者に漏らし、または自己もしくは第三者の不当な目的のために利用してはならない。

(個人情報管理責任者)

- 第4条 法人は、個人情報の取扱の管理に関する事項を行わせるため、事務局長その他法人の指名する者を個人情報管理責任者（以下「管理責任者」という。）とする。
- 2 管理責任者は、法人における個人情報を総括的に管理するとともに、所属教職員が個人情報を適切に取り扱うことができるよう指導するものとする。

(個人情報取扱者)

- 第5条 個人情報を取り扱うことのできる教職員（以下「個人情報取扱者」という。）は、管理責任者が指名する。
- 2 個人情報取扱者は、関係法令等を遵守するとともに、管理責任者の指示に従い、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(個人情報保護委員会の設置)

- 第6条 個人情報の保護に関し審議するため、法人に個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会は、学長、各専攻長、学生部長、キャリアセンター長、事務局長及び学長が指名する教職員をもって構成し、委員長は学長をもって充てる。

3 委員会の運営に関する事項は、委員会において定める。

(利用目的の特定)

第7条 法人は、個人情報を取り扱うに当たり、利用目的をできる限り特定しなければならない。

2 法人は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内で、利用目的を変更することができる。

(利用目的による制限)

第8条 法人は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

2 法人は、合併その他の事由により、他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(適正な取得)

第9条 法人は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(取得に際しての利用目的通知等)

第10条 法人は、個人情報を取得した場合は、あらかじめ利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 法人は、契約書その他の書面等により、直接本人から個人情報を取得

する場合は、あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

3 法人は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前3項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。

(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより法人の権利又は利益を害するおそれがある場合

(3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(データ内容の正確性の確保)

第11条 法人は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第12条 法人は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 法人は、教職員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該教職員に必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 法人は、個人データの取扱いの全部又は一部を外部に委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

4 前項の「必要かつ適切な監督」には次の各号に掲げる事項が含まれる。

(1) 委託先の適切な選定

(2) 委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結

(3) 委託先における個人データの取扱状況の把握

(第三者提供の制限に関する原則)

第13条 法人は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を

得ずに、個人データを第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 法人は、個人データを第三者に提供する（前項各号に該当する場合を除く。）場合は、提供先に対し、次に掲げる事項に留意した措置をとらせるものとする。

(1) 提供先において、当該個人データの取扱いを通じて知り得た個人情報とその従業員等に漏らし、又は盗用してはならないこと。

(2) 当該個人データの再提供を行うに当たっては、あらかじめ文書をもって法人の了承を得ること。

(3) 提供先における保管期間等を明確化すること。

(4) 利用目的達成後の個人データの返却又は提供先での廃棄・削除が適切になされること。

(5) 提供先において、当該個人データの複写をしてはならないこと。

3 法人は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次の各号に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にしているときは、当該個人データを第三者に提供することができる。

(1) 第三者への提供を利用目的とすること。

(2) 第三者に提供される個人データの項目

(3) 第三者への提供の手段又は方法

(4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

4 法人は、前項第2号又は第3号に掲げる事項を変更するときは、変更する内容を、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にしなければならない。

5 次に掲げる場合には、個人データの提供を受ける者は「第三者」に該当しないものとし、法人は個人データを提供することができるものとする

る。

- (1) 利用目的の達成に必要な範囲内で、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
  - (2) 合併その他による事業の承継に伴って、個人データが提供される場合
  - (3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知りうる状態に置いているとき。
- 6 法人は、前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にしなければならない。

(保有個人データの公表)

第14条 法人は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)にしなければならない。

- (1) 法人の名称
- (2) 全ての保有個人データの利用目的(第10条第4項各号の規定に該当する場合を除く。)
- (3) 保有個人データに関する本人からの次に掲げる求めに応じる手続(第17条の規定により手数料を定めたときは、その手数料の額を含む。)
  - ① 利用目的の通知の求め
  - ② 開示の求め
  - ③ 内容の訂正、追加又は削除の求め
  - ④ 利用の停止又は消去の求め
  - ⑤ 第三者提供の停止の求め
- (4) 法人が行う保有個人データの取扱いに関する苦情受付の担当窓口名・係名、郵送用住所、受付電話番号その他の苦情申出先

(保有個人データの開示)

第15条 法人は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示を求められたときは、本人に、書面の交付による方法(本人が同意

した方法があるときは当該方法)により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 法人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

2 前項により保有個人データの全部又は一部について開示しないこととした場合は、法人は、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(保有個人データの訂正等)

第 16 条 法人は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって、その保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合は、他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

2 法人は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部又は一部について訂正等を行ったときは、本人に、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。また、利用目的から見て訂正等が必要でない場合や、本人からの誤りである旨の指摘が正しくない場合を含め、訂正等を行わない旨の決定をしたときも同様とする。

(保有個人データの利用停止等)

第 17 条 法人は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第 8 条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第 9 条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）を求められた場合に、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合に、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置

をとるときは、この限りでない。

- 2 法人は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第13条第1項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合に、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供の停止をしなければならない。ただし、保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合に、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 3 法人は、保有個人データの全部又は一部について、前2項に規定する本人からの求めに応じたとき、又はその求めに応じない旨の決定をしたときは、本人に、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(開示等の請求手続)

第18条 保有個人データの開示等の請求を行う方法、受け付ける方法、手数料の有無及び金額、その他請求に関する手続については、法人が別に定める。

- 2 本人は、法人が定める手続に従って、開示等の請求を行わなければならない。

(苦情の処理)

第19条 法人は、個人情報取扱いに関する苦情の適正かつ迅速な処理に努めなければならない。

- 2 法人は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めるものとする。

(法違反等の対応)

第20条 法人は、取り扱う個人情報(委託を受けた者が取り扱うものを含む。)について、法違反又は法違反のおそれが発覚した場合には、速やかに事実関係を調査するとともに、その事実を当該本人に対して通知又は公表するものとする。

- 2 前項の調査の結果、法違反等の事実が判明したときは、法人は、再発防止策を速やかに実施するため適切な措置を講じるものとする。

(懲戒)

第21条 教職員がこの規程に違反した場合は、就業規則により懲戒処分

を行う。

(雑則)

第 22 条 この規程に定めるもののほか、保有する個人情報の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第 23 条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

- 1 この規程は、平成 27 年 12 月 8 日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に作成されている開示等請求手続に関する書類は、この規程に基づき作成されたものとみなす。
- 3 学校法人河崎学園学生等の個人情報の保護に関する規程（平成 17 年 4 月 1 日法人規程第 1 号）は、廃止する。